

いいの事務所 ニュース

Iino Management & Labor Consulting Office

2016/11/10

VOL.66

● 改正育児・介護休業法が施行されます！

育児・介護休業法が改正され、2017年1月1日より施行されます。各企業におかれましては、育児・介護休業規程の改訂が必要となります。改訂についての詳細は当事務所にご相談ください。なお、改正の主なポイントは以下の通りとなっています。

1. 介護休業の分割取得が可能

【現行】

介護を必要とする対象家族1人につき、同一の要介護状態ごとに原則1回、通算93日まで取得することが可能

【改正後】

対象家族1人につき通算93日まで、3回(同一要介護状態でも可能)を上限として、介護休業を分割して取得することが可能

2. 対象家族の範囲の要件が緩和

【現行】

配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母
同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫

【改正後】

配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母
祖父母、兄弟姉妹及び孫 (同居かつ扶養の要件が削除されました)

3. 子の看護休暇の取得単位に半日単位が追加

【現行】

子の看護休暇について「1日単位」での取得

【改正後】

子の看護休暇について「半日(所定労働時間の1/2)単位」での取得も可能

4. 介護休暇の取得単位に半日単位が追加

【現行】

介護休暇について「1日単位」での取得

【改正後】

介護休暇について「半日(所定労働時間の1/2)単位」での取得も可能

5. 介護のための所定労働時間の短縮措置等の分割取得が可能

【現行】

介護のための所定労働時間の短縮措置等について、介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能

【改正後】

介護休業とは別に、「利用開始から3年の間で2回以上」(同一要介護状態も含む)の利用が可能

※介護のための所定労働時間の短縮措置等とは？

事業主は要介護状態にある対象家族の介護する労働者に関して、対象家族1人につき以下のうちのいずれかの措置を選択して講じなければなりません。

①所定労働時間の短縮措置 ②フレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度

6. 介護のための残業の免除の新設

【現 行】

制度なし

【改正後】

介護のための所定時間外労働の制限(残業の免除)について、対象家族1人つき介護終了まで利用できる残業免除の制限制度を**新設**

7. 有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件の緩和

【現 行】

有期契約労働者については、以下の要件を満たす場合に育児休業の取得が可能

- ①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ②子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること
- ③子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかでないこと

【改正後】

有期契約労働者については、以下の要件を満たす場合に育児休業の取得が可能

- ①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ②子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

※介護休業については、改正後は以下の通りとなっています。

【改正後】

有期契約労働者については、以下の要件を満たす場合に介護休業の取得が可能

- ①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ②介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

● 今月は「過重労働解消キャンペーン」月間です！

報道によりご存知の方も多いと思いますが、某大手広告代理店において、新入社員であった女性がいわゆる『過労自殺』により労災認定されました。

同社は以前にも同様に事件により『1億6800万円』もの賠償金の支払いや『同様な事故の再発防止の誓約』を含む和解をしていたにもかかわらずです。残念ながら、未だにこのよう

な会社があるのは事実ですし、約200名の労働者が毎年『過重労働』により亡くなられているのです。

今月は『過重労働解消キャンペーン』月間となっております。改めて自社の『労働時間管理』の在り方を見直すきっかけとして頂ければと考えております。『労働時間管理』に関するご相談は当事務所まで。

● 「冬期休暇のお知らせ」

本年度の年末年始につきましては、誠に勝手ではございますが、以下の期間休業させていただきます。なお、休業期間中に頂きましたメール等によるお問い合わせは、2017年1月5日より順次対応させていただきます。ご不便をおかけすること

と存じますが、何卒、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

2017年も引き続き当事務所をご活用頂けますようよろしくお願いいたします。

【休業期間】 2016年12月29日(木)から2017年1月4日(水)